

三重県外国出願支援事業実施要領

(目的)

第1条 財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）は、県内中小企業者の積極的かつ戦略的な外国への事業展開を促進することを目的に、外国への特許出願等を行う県内中小企業者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要領の定めるところによるものとする。

(実施機関)

第2条 三重県外国出願支援事業（以下「本事業」という。）は、支援センターが実施する。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者で、三重県内に主たる事業所を有する者とする。

2 外国出願等支援事業者とは、外国出願等に係る支援を業として行う者であって、本事業により外国出願等を行う中小企業者を支援する者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件に合致する企業及び対象出願とする。

- (1) 外国出願を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること。
- (2) 補助を受けようとする出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。
- (3) 補助金交付申請の提出時点において、日本国特許庁に既に特許出願（PCT出願、本国特許庁へのマドリッド協定協議書に基づく国際登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）を含む。）を行っている出願であり、年度内に外国特許庁への出願を行う予定があること。
- (4) 国内の先行特許調査等からみて、外国での特許権取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (5) 補助金の交付対象となる事業は交付決定後に開始し、かつ当該年度の1月末日までに完了するものであること。
- (6) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に該当しないものであること。

(補助対象経費)

第5条 本事業における補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち支援センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助限度額)

第6条 本事業の補助額は、1企業に対し1事業年度内で、補助対象経費の1/2以内とし、特許出願については100万円、意匠及び商標登録出願については50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を希望する中小企業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る補助金交付申請書（様式1-1）及び資金計画等（様式1-2）に添付書類

を添付して、理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（対象企業の選定）

- 第 8 条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、選定の可否及び補助金額について、別に定めるところにより設置する審査委員会に諮るものとする。

（補助金の交付決定）

- 第 9 条 理事長は第 8 条の結果に基づき、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助事業者に交付決定通知書（様式 2）を送付するものとする。

- 2 理事長は、前項の交付決定に当たっては、第 7 条第 2 項本文の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 理事長は、第 7 条第 2 項ただし書による交付申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 4 理事長は、第 1 項の通知に際して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合

イ 補助事業に要する経費の 20% を超える減少となる内容の変更をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

- (3) 補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

- (4) 補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときはその返還させること。

（支援事業者）

- 第 10 条 理事長は、第 9 条に定める交付決定と同時に、外国出願等支援事業者（以下「支援事業者」という。）を選定し、補助事業者に通知する。

- 2 前項の選定については、補助事業者が交付申請書に記載した候補者を選定することを原則とし、当該記載が無い場合は、理事長が別に選定した者とする。

(特許出願等支援契約)

第11条 補助事業者は、交付決定後速やかに、支援事業者及び理事長との間で、理事長が別に定める「外国出願支援事業に関する契約書」(以下「支援契約」という。)を締結しなければならない。

(補助対象期間)

第12条 本事業の補助対象期間は、支援契約の期間とする。

(申請の取り下げ)

第13条 補助事業者は補助金交付の申請を取り下げる場合には、補助金交付申請取下届出書(様式3)を理事長に提出しなければならない。この場合、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(本事業の内容等の変更)

第14条 補助事業者は補助事業の内容等の変更をするときには、あらかじめ補助事業内容変更承認申請書(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の承認には必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第1項のただし書きに規定する軽微な内容の変更とは、次に該当する場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合。

(2) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

(補助事業の中止又は廃止)

第15条 補助事業者は天災その他やむを得ない事情等により、補助事業の中止又廃止をする場合には、あらかじめ補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式5)を理事長に提出しその承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の申請に対し承認すべきと認めたときは、その旨を中止(廃止)決定通知書(様式6)により通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第16条 補助事業者は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに補助事業に係る補助事業遅延等報告書(様式7)を理事長に提出しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は補助事業が完了したときは速やかに補助金実績報告書(様式8-1)に別紙報告書(様式8-2)及び下記の書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(1) 出願の詳細がわかる書類の写し

(2) 経費の支出根拠となる書類の写し

2 補助金の実績報告にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して実績報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書

(様式9)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助金は前条の規定により補助金の額を確定した後に交付する。

(補助金の交付の方法)

第20条 補助事業者への補助金の交付は、補助事業について補助事業者が支援事業者に支払うべき金銭のうち、補助金の交付確定額に相当する額を、理事長が支援事業者に直接支払う方法により行う。

2 前項の支払いの具体的方法は、支援契約で定める。

(交付決定の取消)

第21条 理事長は補助事業者が次の各号に該当する場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 本要領の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

(6) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(7) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に該当したとき。

(8) 1月末日までに補助事業が完了しなかったとき。

(9) センターが指定する期日までに企業負担分の入金を確認できなかったとき。

(10) 支援契約の各条項に違反したとき

2 理事長は前項の取り消し決定を行った場合には、その旨を補助事業者に補助金交付決定取消通知書(様式10)により通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても、適用する。

(補助金の返還)

第22条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関して既に補助金等が交付されているときには、期限を定めてその返還をさせるものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(加算金及び延滞利息)

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金を支援センターに納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞利息を支援センターに納付しなければならない。

3 前2項の規定に定める加算金又は延滞利息の算出については、年365日の日割とする。

(補助金の経理)

第24条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(実用化状況報告書の提出)

第25条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、毎事業年度終了後2カ月以内に、補助事業に係る過去1年間の実用化状況について、実用化状況報告書(様式11)を理事長に提出しなければならない。

(成果の普及)

第26条 理事長は、本事業の支援を得て海外へ出願を行った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、補助事業者の了解を得た上で他の中小企業者へ情報提供を行うことができる。

(その他)

第27条 この要領のほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	外国特許庁への出願に関連する通信費、振込手数料、海外の先行技術調査費用、PCT段階における国際段階での補正手数料などのうち支援センターが必要と認める経費

※1 原則、支援センターの当該補助事業実施年度の開始日から2月末日までに契約し支出を完了したものを補助対象とする。

※2 次の各項目に該当するものは、補助対象経費とはならない。

(1) 国内出願費用

(2) 国内出願・PCT出願の手数料

(3) PCT出願費用 … 国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料
優先権証明願、予備審査手数料
日本国特許庁への国内移行手数料等